

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2081号)

令和元年7月23日

横情審答申第2081号

令和元年7月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成29年10月17日鶴高第1305号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「相談記録」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「相談記録」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「相談記録」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年7月12日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第22条第7号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報のうち、関係機関との連絡調整の内容は、審査請求人からの相談を受けて、担当ケースワーカーが審査請求人の母親に対する支援のために、審査請求人からの相談内容について関係機関と調整した経過の記録である。高齢者が在宅で生活をするためには種々の福祉保健サービスの導入が必要であり、関係する専門機関も多くなる。そのため、サービス提供の前には関係機関との連絡調整が重要となり、当該関係機関としては、これらの情報について、審査請求人等の第三者に開示されないことを前提として実施機関に対する情報の提供や連絡調整に応じている。

したがって、当該情報を審査請求人に開示すると、実施機関と関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の高齢者支援業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

- (2) 本件保有個人情報のうち、本人開示請求者の対応内容は、担当ケースワーカーが審査請求人及び関係機関とのやり取りを基に記載したものであって、長時間かつ多岐にわたる対応の際の審査請求人とのやり取りの全てを記載しているものではなく、担当ケースワーカーが今後の高齢者支援業務における重要性を勘案して抽出し、又は要約した内容を記載している。そのため、当該記載内容には作成した担当ケース

ワーカーの評価や認識が反映されており、これらの情報を審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、審査請求人がこれを受容することができないこともあり得ることから、担当ケースワーカーと審査請求人との信頼関係が損なわれるおそれがある。

高齢者支援に係る対応は継続的に行われるものであり、審査請求人の母親の支援のためには、審査請求人の協力が不可欠であるところ、いったん信頼関係が損なわれると、担当ケースワーカーと審査請求人との間で当該信頼関係を回復することは困難となり、結果として、審査請求人の母親に対する福祉保健サービスの円滑な導入及び継続した援助が困難になるおそれがあり、今後の高齢者障害支援業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

当該文書は「長男」が云々と、本件開示請求に全く関わらない者を上げ、嘘偽りの書面を作成し真実を歪曲し、公務員が都合の良いように作成した部分を非開示としたものと疑わざるを得ない。よって、全部開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 高齢・障害支援課における福祉保健相談業務に係る事務について

横浜市では、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条に基づき、地域における福祉サービス及び保健サービスの提供等を一体的に展開するため、各区に福祉保健センターを設置している。

各福祉保健センターに置かれている高齢・障害支援課では、高齢者支援業務として、主に老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の4第2項第2号に基づき、老人の福祉に関し、必要な情報の提供、相談、調査及び指導並びにこれらに付随する業務を行っている。また、一人ひとりの要援護高齢者等に見合った在宅生活を支援するため、関係機関と連携し、相談支援やサービス提供を行っている。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人の母親に対する福祉サービスの導入経過に係る記録の一部であり、特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3及び特定年月日4における鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「鶴見区高齢・障害支援課」と

いう。)と審査請求人とのやり取りが記録された部分及びそれに係る関係機関との連絡調整の内容が記録された部分である。

実施機関は、このうち、関係機関との連絡調整の内容の一部(以下「非開示部分1」という。)及び審査請求人とのやり取りの記録の一部(以下「非開示部分2」という。以下非開示部分1及び非開示部分2を総称して「本件非開示部分」という。)を個人情報保護条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。

(3) 個人情報保護条例第22条第7号の該当性について

ア 個人情報保護条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 本件非開示部分を非開示とした決定の妥当性を検討するために当審査会が平成31年2月20日に実施機関の事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 非開示部分1には、審査請求人の母親に係る福祉サービスの導入のために関係機関と調整した経過の情報が記されている。当該関係機関は、審査請求人等の第三者に情報が開示されないことを前提として、情報の提供や連絡調整に応じている。そのため、当該情報を開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の適正な支援業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とした。

(イ) 非開示部分2には、担当ケースワーカーが審査請求人とやり取りした内容が記されている。審査請求人とのやり取りの記録は、やり取りの全てを記録しているわけではなく、担当ケースワーカーが今後の支援のための重要性を勘案して要約し、又は抽出して作成するため、担当ケースワーカーの評価や認識が反映されている。本人による手続が困難な母親に対する支援を行うためには審査請求人の協力が手続上必要な状況にあることから、当該部分に記載された内容が審査請求人の認識と異なっていた場合、担当ケースワーカーと審査請求人との信頼関係が損なわれるおそれがあり、その結果として、審査請求人の母親に対する支援が困難になるおそれがあるため、非開示とした。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、非開示部分1には、鶴見区高齢・障害支援課が高齢者支援業務を進める中で関連する関係機関から得た情報が記載されていた。その情報の内容から、当該関係機関は、実施機関に提供した情

報が支援の対象者及び審査請求人等の第三者に開示されることを想定していないと考えられる。このような情報を開示すると、鶴見区高齢・障害支援課と関係機関との間で、必要な情報の提供や十分な連絡調整ができなくなるなど、福祉サービスの円滑な導入及び支援に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

- (イ) また、非開示部分2（別表に示す部分を除く。）には、審査請求人との対応内容を抽出、要約した内容が記載されており、作成した担当ケースワーカーの率直な評価や認識が反映されていると考えられる。これらの情報を開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、審査請求人がこれを受容することができず、担当ケースワーカーと審査請求人との信頼関係が損なわれるおそれがあり、その結果、審査請求人の協力が手続上必要とされる審査請求人の母親に対する今後の適正な支援が困難になるおそれがあると認められる。

したがって、非開示部分2（別表に示す部分を除く。）は、開示することにより高齢者支援に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当する。

- (ウ) しかしながら、非開示部分2のうち、別表に示す部分に記載された情報は、福祉サービスの提供に伴う事務手続に係る事実に関する記録であって、作成した担当ケースワーカーの評価や認識が入り込む余地のない情報であることから、審査請求人との信頼関係が損なわれるおそれがある情報とは認められない。

したがって、別表に示す部分は、開示することにより相談業務に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、本号に該当しない。

エ その他審査請求人は縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を個人情報保護条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

別表

個人情報保護条例第22条第7号に該当しないため開示すべきと判断した部分

該当箇所	開示すべき部分
特定年月日2の記録	4行目の5文字目から4行目の最後まで

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年10月17日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年11月16日 (第223回第三部会) 平成29年11月24日 (第326回第二部会) 平成29年11月28日 (第309回第一部会)	・諮問の報告
平成30年11月27日 (第321回第一部会)	・審議
平成31年1月22日 (第323回第一部会)	・審議
平成31年2月20日 (第324回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成31年3月26日 (第325回第一部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成31年4月16日 (第326回第一部会)	・審議
令和元年5月24日 (第327回第一部会)	・審議
令和元年6月21日 (第328回第一部会)	・審議